### 合板用原木供給先転換緊急支援事業の実施について

#### 1. 趣旨

県内の原木生産量はこの 10 年間で約 2 倍の 66 万㎡に増加し、合板用原木は約 3 割を占めており、県内林業事業体から(株)日新本社工場(境港)へは約 4.5 万㎡の合板用原木が供給されている。

本年6月の同本社工場火災の影響により、一時中断していた合板用原木の受 入も一部再開されたものの、工場の復旧には一定の期間を要する見込み。

合板用原木の需要量の減少は、伐採する森林から同時に生産される合板用を 含め、製材用、製紙・燃料チップ用原木全体の生産に影響を与えることが懸念さ れることから、県内林業への影響を軽減する支援策を講ずる。

### 2. 事業内容

補足説明1:合板工場へ出荷出来なくなった原木を、事業者の自助努力により 別の出荷先変更等した場合に限り、次の支援を行う。

- (1) 対象者 (株)日新に納材している県内林業事業体
- (2) 対象経費及び補助額
  - ①用途変更への支援

【支援額】ア. 合板用原木の価格を下回る供給への支援

上限額 8,300 円/m³

②供給先変更等に伴う運搬距離の延伸や中間土場等での原木の一時保管への支援

【支援額】ア. 運搬にかかる支援 30円

30 円/㎡·km (定額)

イ. 一時保管にかかる支援 950 円/m<sup>3</sup>

950 円/㎡ (定額)

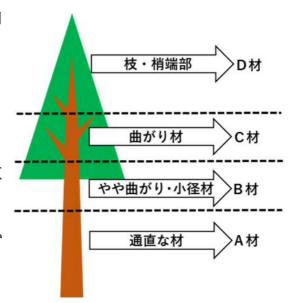
補足説明2:(株)日新に対し、長期安定供給協定に基づく取引量と単価を可能な限り維持すること、現在行われている森林組合の植林資金の一部を合板工場が負担する制度を継続するなど、県内林業との協力関係を維持強化することを要請する。

**3**. 予算額(予備費の充当) 43,925千円

(事業対象期間 令和4年6月20日から10月31日まで)

## 1. 対策の基本的な考え方

- (1) 合板用原木(B材)の生産量の減少は、同時に生産される製材用原木(A材)、製紙・燃料チップ用原木(C材・D材)全体の伐り控えにつながり、原木生産量全体の落ち込みが懸念。
- (2)(株)日新本社工場には県内から、合板用原 木約4.5万㎡が供給されており、原木生産 量全体では約11.3万㎡が減少し、これにか かる伐採と跡地の再造林に必要な約120人 の雇用機会の喪失が懸念。



(3)森林所有者の伐り控えを防ぎ、雇用機会や製材業も含めた林業全体が落ち 込まないようにするため、所有者から立木の買付・委託により伐採作業を代 行する森林組合等の事業者に助成金を交付する。

# 2. 用途変更に伴う県支援のイメージ

- (1) 合板用原木を燃料用材に用途変更し、従来より 70km 遠方に出荷した場合 …県支援:10,400円/㎡、補助率80%相当
- (2) 合板用原木をLVL (積層ボード) 用材に用途変更し、従来より 20km 遠方に出荷した場合 …県支援:1,600円/㎡、補助率 75%相当
- (3) 合板用原木を梱包用材に用途変更し、従来より 100km 遠方に出荷した場合 …県支援: 5,000円/m<sup>3</sup>、補助率 65%相当